

# タビオ人権方針

タビオグループ(以下、「タビオ」といいます)は、創業の理念として「凡そ商品は造って喜び、売つて喜び、買って喜ぶようにすべし。造って喜び、売つて喜び、買って喜ばざるは道に叶わず」と定め、タビオのみならず生産者、消費者のタビオに関わる全ての方と共存共栄することこそがタビオの企業活動の原点としています。

タビオは、国内のみならずグローバルに事業を展開しており、人権を尊重する責任は、事業を行う地域にかかわらず、全ての企業に期待されるグローバルな行動基準であることと理解した上で、事業を行なう過程で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、タビオの事業に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重するために、タビオ人権方針(以下、「本方針」といいます)をここに定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

## 1 国際規範や法令の遵守

タビオは、世界の全ての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典(世界人権宣言、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約)」、「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(中核的労働基準に関する条約)」、「子どもの権利とビジネス原則」などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、本方針は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて策定しています。

タビオは、企業活動を行なうそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、タビオは、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

## 2 適用範囲

本方針は、タビオの全ての役員と従業員(契約社員、派遣社員を含む)に対し適用されます。

また、サプライヤー、取引先(以下、総称して「サプライチェーン」といいます)並びにフランチャイズチェーンのオーナーなどに対しても、本方針の主旨に則り適切な対応を期待し、協働しながら人権尊重を推進します。

## 3 人権尊重の責任

タビオでは、企業活動全体において、事業に関わる全ての人の人権を侵害しないことに努め、図らずも人権に関する問題が生じた場合は、是正に向けて適切な対応をとることにより、早急な解決を目指します。

## 4 人権デュー・デリジェンスと救済

タビオは、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、定期的なデュー・デリジェンスを実施することで、タビオおよびサプライチェーンの人権に対する負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。また、自らの企業活動が、人権に対する負の影響を直接に引き起こしたこと、またはサプライチェーン並びにフランチャイズチェーン等を通じた間接的な影響が明らかとなった場合には、国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

## 5 モニタリングの継続

タビオは、人権尊重への責任を果たすべく、人権への負の影響に対する防止・軽減策の実施状況に関して継続的にモニタリングを行ない、その実効性について定期的に確認を行います。

## 6 情報開示

タビオは、自らの人権尊重の取り組みの進捗状況をウェブサイトなどで開示します。

## 7 教育

タビオは、本方針が企業活動全体に定着するよう、必要な手続きの中に反映するとともに、本方針が理解され効果的に実施されるよう、全ての役員および従業員に対して適切な教育と研修を行ないます。

## 8 対話・協議

タビオは、人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果について、関連するステークホルダーとの対話と協議を真摯に行ないます。

## 9 重要な人権課題

### ①人身取引、強制労働、児童労働の禁止

あらゆる企業活動において、人身取引や強制労働、および児童労働など人権を侵害する労働慣行を認めません。

### ②結社の自由、団体交渉権の尊重

結社の自由や従業員の団体交渉権など労働基本権を尊重します。

### ③差別、ハラスメントの禁止

個人の人権と人格を尊重し、人種、宗教、性別、性的指向、年齢、国籍、言語、障がい、社会的出身、財産、門地などを理由とするあらゆる差別およびハラスメントを排除して、公正な職場環境を構築します。

### ④労働環境の整備

従業員の適正な労働時間を管理し、過剰労働を回避するとともに、各国の労働基準等に基づき最低賃金以上を確保します。また、従業員の健康維持・増進を重要な経営課題と考え、健康経営を推進し、心身ともに健康で、安全かつ安心して働くことが出来る職場環境を築くとともに、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進します。

### ⑤プライバシーの尊重

従業員一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報を適正に管理します。

## 10 本方針の定期的な見直し

タビオは人権デュー・デリジェンスの継続的な実施、およびステークホルダーとの対話・協議の結果を踏まえ、重要な人権課題を都度特定し、本方針の定期的な見直しをします。

本方針は、タビオ株式会社の取締役会の承認を得て、代表取締役社長により署名されています。

制定日 2023年10月10日

タビオ株式会社

代表取締役社長

越智 勝寛